専決処分の報告について

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分 したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月7日提出

秦野市長 高 橋 昌 和





專 決 処 分 書

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条 第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、 市長において別紙のとおり専決処分する。

平成30年4月25日

秦野市長 高 橋 昌 和



理由

介護保険法施行令の一部改正により、条例で引用する同令の条項に移動が生じたため、改正する。

秦野市介護保険条例の一部を改正する条例

秦野市介護保険条例(平成12年秦野市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表(6)の項ア中「政令第38条第4項」を「政令第22条の 2第2項」に改める。

附則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

報告第20号 秦野市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

は第2項、第34条第1

新 旧 (保険料率等) (保険料率等) 第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における、 第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における、 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第9条第1号に規定する者(以下「第1号被保険者」とい 第9条第1号に規定する者(以下「第1号被保険者」とい う。)の介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下 う。)の介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下 「政令」という。)第39条第1項各号に掲げる区分に応じる 「政令」という。)第39条第1項各号に掲げる区分に応じる 割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。 割合及び保険料率は、次の表のとおりとする。 保険料率 (年額) 区 分 割合 区 分 割合 保険料率 (年額) (略) (1)-(5) (略) (1) - (5)(6) 次のいずれかに該当する (6) 次のいずれかに該当する 1.12 1.12 72,440円 72,440円 ア 地方税法(昭和25年 ア 地方税法(昭和25年 法律第226号)第 法律第226号)第 292条第1項第13号 292条第1項第13号 に規定する合計所得金額 に規定する合計所得金額 (租税特別措置法(昭和 (租税特別措置法(昭和 32年法律第26号)第 32年法律第26号)第 33条の4第1項若しく 33条の4第1項若しく

は第2項、第34条第1

項、第34条の2第1				項、第34条の2第1		
項、第34条の2第1				項、第34条の2第1		
項、第34条の3第1				項、第34条の3第1		
項、第35条第1項、第				項、第35条第1項、第		
35条の2第1項又は第				35条の2第1項又は第		
36条の規定の適用があ				36条の規定の適用があ		
るときは、その合計所得				るときは、その合計所得		
金額から政令第22条の				金額から <u>政令第38条第</u>		
<u>2第2項</u> に規定する特別				<u>4項</u> に規定する特別控除		
控除額を控除して得た				額を控除して得た額。以		
額。以下この項において				下この項において「合計		
「合計所得金額」とい				所得金額」という。)が		
う。)が120万円未満				120万円未満である者		
である者であり、かつ、				であり、かつ、前各号の		
前各号のいずれにも該当				いずれにも該当しないも		
しないもの				\mathcal{O}		
イ (略)				イ (略)		
(7)-(13) (略)			(7)-(13) (略)			

2 (略)

2 (略)

附 則 この条例は、平成30年8月1日から施行する。